

## 浪江町移住・定住PR動画作成業務仕様及び企画提案書作成要領

### 1 業務名

浪江町移住・定住PR動画作成業務委託

### 2 履行（納品）場所

浪江町大字幾世橋字六反田 地内

### 3 業務期間

契約日から令和4年2月28日まで

### 4 目的

浪江町へのUIJターン等による移住を促進するため、本町が持つさまざまな魅力や町の復興状況等を移住検討者にアピールし、移住・定住を促進するためのPR動画を作成することを目的とする。

### 5 業務内容

本業務内容は下記のとおりとする。

#### (1) 映像のコンセプト

ア 移住検討者の視点に立ち、浪江町の暮らしがイメージできるようなストーリー性があり、かつ移住検討者の心に響く内容とすること。

イ 浪江町が移住者のターゲットとする人たちに興味を持たれる内容とすること。

#### [ターゲット像]

- ・ 「まちをゼロから創る」を合言葉に、浪江町に対する誇りや自負心を持ち、地域づくりにいきいきと活動する人
- ・ チャレンジ精神のある人
- ・ 社会貢献したい人
- ・ ふるさとを持ちたい人
- ・ やりたいことができる環境を求める人

ウ 以下の活用シーンを想定した内容にすること。

- ・ 浪江町ホームページ

- ・ 公式 YouTube チャンネル「なみえチャンネル」
- ・ 移住相談会等の移住イベントでの放映
- ・ 町が許可したホームページや SNS 等のウェブサイトへの掲載
- ・ 町が許可した団体での利用

## (2) 仕様

- ア 作成する映像の時間は 3 分程度とするが、必要に応じて協議する。
- イ 音楽 (BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラストなどを適宜挿入すること。

## (3) 作成上の留意点

- ア 企画、取材、出演者との調整、撮影、編集等、本業務に係る作業の全てを行うこと。
- イ 撮影等の際し、使用料、出演料、謝礼等が発生する場合は受注者の負担とすること。
- ウ 動画の画質等については、5 - (1) - ウに記載した活用方法を踏まえたものとする。

## 6 成果品

- (1) DVD ディスク 10 枚
- (2) ブルーレイディスク 10 枚
- (3) 配信用データ

mp4 形式とし、YouTube や町のホームページにアップロード可能で、画像・音声鮮明に視聴できる仕様とすること。

## 7 企画提案書の体裁等

### (1) 企画提案書の体裁

企画提案書の用紙は、A4 版片面印刷 (10 枚以内)、横書きとする。  
原則として、提出期限後の追加提出は認めない。

### (2) 記載事項

- ア 編集方針 (全体イメージ、主な掲載内容など)

イ 本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント（映像の流れの魅せ方のポイントなど）

ウ 映像構成案

(3) 添付資料

企画提案書には次の書類を添付すること。なお、各書類における体裁はすべて A4 版片面印刷とし、1 枚にまとめること。

ア 企画提案書概要（任意様式）

イ 業務の実施体制（任意様式）

ウ 業務の実施計画書（任意様式）

(4) 業務の実施体制

本業務を実施するにあたっての体制の詳細（人員配置、人材など）を記載すること。

(5) 業務の実施計画書

契約締結から納品までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

(6) 参加者を特定できる記載事項の禁止

審査の客観性を確保するため、企画提案書等提出書類に応募者（構成員を含む。）を特定できるような表示（事業者名等）は一切付さないこと。

## 8 特記事項

(1) 受託者は、委託業務の履行に当たり、発注者と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 受託者は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または当該業務以外の目的に使用してはならない。委託業務完了後においても同様とする。

(3) 受託者は、当該業務の履行において必要な取材や撮影などに際して、事前に該当施設や対象者の許可を得ること。ただし、町関係の撮影に当た

り調整が必要な場合は、発注者に連絡すること。

- (4) 受託者は、撮影した映像中に第三者が有する著作権、肖像権、商標権その他の権利を使用する場合、第三者の権利を侵害することがないように必要な措置を講じること。手続きなどの不備によって生じる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (5) 受託者は、当該業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 受託者は、受託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議を行うものとする。